

くろまぐろ型の数量管理に関する島根県計画（試行）

平成28年7月1日公表

第1 太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県において太平洋くろまぐろは、主に、ひき縄釣漁業、一本釣漁業及び定置漁業により漁獲されている。
- 2 本県における同資源の漁獲量は、平成17年から平成25年までの間、年間60トンから384トンで推移しており、年変動が大きいものの近年は減少傾向にある。
- 3 このため、同資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量の本県の数量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、同資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、同資源の分布、回遊状況及び同資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見が必要であり、当該データの蓄積及び知見の進展を図るため、本県水産技術センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 同資源の適切な保存及び管理を図るため、漁業者間の自主的取り決めを後押しし、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

第2 太平洋くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項及び第3 太平洋くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別の数量及び管理方法に関する事項

1 太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚

太平洋くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下、「小型魚」という。）について、本県の知事管理量は次表のとおりとする。

本県所属ブロック名	日本海西部ブロック
グループ等構成都道府県名	
管理の対象となる期間	第2管理期間
平成28年の知事管理量	72.0トン

（注）第2管理期間とは、平成28年7月1日から平成29年6月30日までとする。

2 太平洋くろまぐろ30キログラム以上の大型魚

国の基本計画第5の1の(2)に定めるように、我が国全体の漁獲量が4,882トンを超えないよう管理する。

第4 太平洋くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 本県では、水産庁提示ルール（平成28年1月4日付け27水管第1915号水産庁資源管理部長通知）及び日本海西部ブロックの管理規程に基づき管理を実施することとし、第2及び第3の1に示した小型魚の知事管理量を遵守するため、漁業種類別に以下の保存管理措置を講じる。

(1) 定置漁業

ア 通常時

- ・2キログラム未満の生きている個体の放流に努める。

イ 知事管理量の7割到達時

- ・2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

ウ 知事管理量の8割到達時

- ・網起こし回数の削減に取り組む。
- ・2キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

エ 知事管理量の9割到達時

- ・網起こし回数の削減に取り組む。
- ・5キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

オ 知事管理量の9割5分到達時

- ・網起こし回数の削減に取り組む。
- ・30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(2) ひき縄釣漁業・一本釣漁業

知事管理量の9割5分到達時

- ・小型魚の目的操業を行わない。
- ・混獲した場合は、30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

(3) その他の漁業

管理期間を通じて小型魚の目的操業を行わないこととし、混獲した場合は、30キログラム未満の生きている個体の放流に取り組む。

- 2 水産庁提示ルールに基づき漁獲量を報告するため、関係漁業協同組合に対し、所属組合員の漁獲量を取りまとめて県へ報告するよう周知徹底する。
- 3 第2及び第3の1に示した小型魚の知事管理量の消化状況に応じて、水産庁提示ルールにより、一定割合に達した時点で警報等（7

割で注意報、8割で警報、9割で特別警報）を発出し、9割5分到達時には操業自粛等を要請する。

- 4 上記3による操業自粛等要請を発出した場合、本県の海域において操業している他都道府県漁船に対して本県の海域における操業の自粛を要請する。
- 5 遊漁者及び遊漁船業者（以下、「遊漁者等」という。）に対して、以下の取組を行う。
 - （1）漁業者の取組について周知を図る。
 - （2）漁業者に対して警報等が発出した場合には、速やかに情報提供を行い、漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請する。
 - （3）漁業者に対して操業自粛等要請を発出した場合には、遊漁者等に対しても採捕の自粛を要請する。

第5 その他太平洋くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 県は、水産庁提示ルール及び日本海西部ブロックの管理規程に基づき、漁獲が積み上がった場合、関係漁業協同組合に対し、10日ごとの報告を基本として所属組合員の漁獲量を取りまとめて県へ報告（概数報告）するよう求め、漁獲状況を把握することとする。
- 2 上記1に基づく報告を求めた場合には、速やかに、集計値を漁業協同組合等県内関係者へフィードバックするとともに、関係都道府県等に通知する。